

薬号外
令和3(2021)年1月15日

一般社団法人栃木県薬剤師会長
一般社団法人栃木県病院薬剤師会長
一般社団法人栃木県医薬品登録販売者協会会長
栃木県配置薬協議会会長
栃木県医薬品卸協会会長
栃木県医療機器販売業協会会長
栃木県薬事工業会会長
栃木県麻薬協会会長
一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会 栃木県支部長

様

栃木県保健福祉部薬務課長 加藤 治

業界団体に対する栃木県緊急事態措置等の周知について（依頼）

本県の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃から特段の御理解、御協力をいただき御礼申し上げます。

さて、国の緊急事態宣言の下、緊急事態措置を実施すべき区域に本県が指定されたことから、栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部長より別添のとおり依頼がありました。

つきましては、貴会員等に対し、これまでの感染防止対策の徹底に加え、別添「栃木県の緊急事態措置の概要」について周知くださるようお願いいたします。

薬事審査担当（担当：鈴木）
〒320-8501 宇都宮市塙田 1-1-20
tel:028-623-3120

健康第 1178 号
令和 3 (2021) 年 1 月 13 日

各部局長
教育長
警察本部長 } 様

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部長

業界団体に対する栃木県緊急事態措置等の周知について（依頼）

国の緊急事態宣言の下、緊急事態措置を実施すべき区域に本県が指定されたことから、本日開催した第 42 回栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、本県における緊急事態措置等を決定いたしました。

つきましては、別添通知による新型コロナ感染防止対策取組宣言団体をはじめとした関係団体への周知について御協力くださるようお願いいたします。

また、各市町宛て別添のとおり通知していることを申し添えます。

〔 栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局
社会対策グループ TEL 2826 〕

健康第 1178 号
令和 3 (2021) 年 1 月 13 日

各関係団体等の長 様

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部長

業界団体に対する栃木県緊急事態措置等の周知について（依頼）

本県の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃から特段の御理解、御協力をいただき御礼申し上げます。

さて、国の緊急事態宣言の下、緊急事態措置を実施すべき区域に本県が指定されたことから、本日開催した第 42 回栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、本県における緊急事態措置等を決定いたしました。

つきましては、貴団体員等に対し、これまでの感染防止対策の徹底に加え、別添「栃木県の緊急事態措置の概要」について周知していただきますよう御協力をお願いいたします。

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局
栃木県新型コロナウイルス生活相談センター
TEL 028-623-2826

各関係団体等の長 様

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部長

若い世代を対象とした感染防止対策の周知徹底について（依頼）

本県において感染拡大に歯止めがかからない中、若い世代にも感染者が増加しているところ
です。

つきましては、その対策のひとつとして、貴団体傘下の各事業所等に対し、下記事項について周知徹底を図っていただきたく、御協力をよろしくお願いいたします。

記

社長（経営責任者）から従業員に対し、次の事項について改めて強く指導いただくこと

- 1 マスク着用、手洗い（手指の消毒）、換気など、感染防止対策を徹底すること
- 2 感染リスクが高まる場面、行動を避けること

◆ 感染リスクが高まる場面や行動と、徹底していただきたい行動の例 ◆

1 飲酒を伴う会食

→ 職場や友人等の飲み会、懇親会は開催しない

2 飲食（昼食）時

→ 飲食の際、「マスクなし」で会話をしない

3 休憩室、更衣室、喫煙スペース等

→ 休憩室、更衣室、喫煙スペース等での会話は最小限とする
「マスクなし」で会話をしない

4 車での移動

→ 車やバスで移動する際は、会話は最小限とする
「マスクなし」で会話をしない

健康第 1178 号
令和 3 (2021) 年 1 月 13 日

各市町長 様

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部長

業界団体に対する栃木県緊急事態措置等の周知について（依頼）

本県の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃から特段の御理解、御協力をいただき御礼申し上げます。

さて、国の緊急事態宣言の下、緊急事態措置を実施すべき区域に本県が指定されたことから、本日開催した第 42 回栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、本県における緊急事態措置等を決定いたしました。

つきましては、貴市町民及び事業者の皆様に対し、これまでの感染防止対策の徹底に加え、別添「栃木県の緊急事態措置の概要」について周知していただきますよう御協力をお願いいたします。

併せて、「新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金」につきましても、周知していただきますようお願いいたします。

（
栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局
栃木県新型コロナウイルス生活相談センター
TEL 028-623-2826
）



1 身体的距離の確保

- ・人との間隔はできるだけ空けましょう。
- ・会話をするときは、できるだけ真正面を避けましょう。



2 マスクの着用・咳エチケット

- ・外出時や屋内でも会話をするときは、症状がなくてもマスクを着けましょう。
- ・咳エチケットを徹底しましょう。



3 手洗い

- ・家に帰ったら、まずは手や顔を洗いましょう。
- ・30秒程度かけて、水と石けんで丁寧に洗いましょう。
- ・こまめに手を洗い、手指消毒もしましょう。



4 換気と加湿

- ・こまめに換気をしましょう。
- ・風の流れることができるよう、2方向の窓を開けましょう。
- ・窓が1つしかない場合は、入り口と窓を開けましょう。
- ・適切な湿度(40%以上を目安)を保つと効果的です。



5 3密の回避



密集回避



密接回避



密閉回避

6 適切な運動や食事

- ・免疫力を高めるため、十分な休養とバランスの取れた食事、適度な運動を心がけましょう。
- ・冬は夏に比べて水分摂取量が減るため、水分摂取を心がけましょう。



7 健康チェック

- ・毎朝、体温測定しましょう。
- ・発熱や風邪の症状があるときは、無理せず、自宅で療養しましょう。



※発熱等がある場合の受診方法

- ①かかりつけ医等最寄りの医療機関に電話してください。
 - ②かかりつけ医等最寄りの医療機関に連絡できない場合は、受診・相談センター(TEL 0570-052-092)に電話してください。
- ※診療・検査医療機関を案内します。
 ※検査の可否は、医師が判断します。
- ◆日本語以外の相談は、外国人向け新型コロナウイルス相談ホットライン(TEL 028-678-8282)に電話してください。

栃木県緊急事態措置の概要

① 区域 栃木県全域

② 期間 令和3(2021)年1月14日(木)から令和3(2021)年2月7日(日)

③ 実施内容

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」）第45条「感染を防止するための協力要請」及び特措法第24条「都道府県対策本部長の権限」により、新型コロナウイルスのまん延防止に向け、以下の要請を実施。

●**県民向け：外出自粛の要請**（特措法第45条第1項）

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、時間、県内外を問わず、不要不急の外出自粛を要請。特に、20時以降の不要不急の外出自粛を要請。

●**事業者向け：営業時間の短縮、催物（イベント等）の開催制限**（特措法第24条第9項）

- ・飲食店に対して営業時間の短縮を要請
- ・イベント主催者等に対して規模要件等（人数上限・収容率）に沿ったイベントの開催等を要請

営業時間の短縮（特措法第24条第9項）

【緊急事態措置による要請】

施設の種類	施設	内容
飲食店	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店 等 （宅配・テイクアウトサービスは除く。）	・ 営業時間短縮を要請 （営業時間は5時から20時まで。ただし、酒類の提供は11時から19時まで） ・ 令和3(2021)年1月14日（木）～2月7日（日）
遊興施設等	バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	

※緊急事態措置以外の働きかけ

施設の種類	内容
遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗等を除く。）、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、物品販売業を営む店舗（1000㎡超。食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）、運動施設又は遊技場及び博物館、美術館又は図書館、サービス業を営む店舗（1000㎡超。生活必需サービスを除く。）	・ 営業時間短縮の協力を依頼 （20時まで。ただし、酒類の提供は11から19時まで） ・ 令和3(2021)年1月14日（木）～2月7日（日）

催物（イベント等）の開催制限（特措法第24条第9項）

期間：令和3年(2021)年1月14日（木）～2月7日（日）

【人数上限等】

- ・ 屋内、屋外ともに5,000人以下。
- ・ 上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の50%以内の参加人数にすること。屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2m）。
- ・ 祭り、花火大会、野外フェスティバル等、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場時や区域内の適切な行動確保ができない催物については、次のとおりとする。

全国的・広域的な人の移動がある 又は 参加者の把握ができない	全国的・広域的な人の移動がない かつ 参加者がおおよそ把握できる
十分な人と人との間隔（1m）を設けることとする ※当該間隔の維持が困難な場合は開催について慎重に判断する	・ 人数制限なし ・ 適切な感染防止対策を講じること

【留意事項】

- ・ 催物開催に当たっては、別紙に留意すること。
- ・ 業種別ガイドラインの徹底や催物前後の「三つの密」及び飲食を回避するための方策が徹底できない場合には、開催について慎重に判断すること。

(1) 徹底した感染防止等（収容率50%を越える催物を開催するための前提）

①	マスク常時着用の担保	<ul style="list-style-type: none"> ・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める。 ・*マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保。
②	大声を出さないことの担保	<ul style="list-style-type: none"> ・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。 ・*隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提） ・*演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）

(2) 基本的な感染防止等

③	①、②の奨励	<ul style="list-style-type: none"> ・①、②はイベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める） ・*マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと ・*大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと（例：スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等）
④	手洗い	<ul style="list-style-type: none"> ・こまめな手洗いの奨励
⑤	消毒	<ul style="list-style-type: none"> ・主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥	換気	<ul style="list-style-type: none"> ・法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
⑦	密集の回避	<ul style="list-style-type: none"> ・入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避 ・*必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限
⑧	身体的距離の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間（5名以内に限る。）では隣席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1m）空ける。 ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保 ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔（最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔）

イベント開催時の必要な感染防止策 ②

⑨	飲食の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・ 過度な飲酒の自粛 ・ 食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外(例：観客席等)は原則自粛。 <p>(発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。)</p>
⑩	参加者の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 <p>*ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。</p>
⑪	参加者の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・ 「接触確認アプリ(COCOA)」ダウンロードや「とちまる安心通知(栃木県新型コロナ対策パーソナルサポート)」のLINE友達登録促進 ・ 栃木県が推進する「新型コロナ感染防止対策取組宣言」の実施、「とちまる安心通知」のQRコード掲示と読み取りの呼びかけ
⑫	演者の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有症状者は出演・練習を控える ・ 演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる。 ・ 合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処
⑬	催物前後の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ イベント前後の感染防止の注意喚起 <p>*可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進</p>
⑭	ガイドライン遵守の旨の公表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表
(3) イベント開催の共通の前提		
⑮	入退場やエリア内の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 <p>*来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。</p>
⑯	地域の感染状況に応じた対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて県と相談 <p>*全国的な移動を伴うイベント又は参加者1,000人超のイベントは事前に県の所管課に相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

※従来の目安(人数上限5,000人又は収容率50%のいずれか小さいほう)による場合であっても「(2)基本的な感染防止等」及び「(3)イベントの開催の共通の前提」の徹底を行うこと

県民の皆様へのお願い（特措法第24条第9項）

- ・マスクの着用、換気をはじめ、3密の回避や手洗いなど、基本的な感染防止対策の徹底
- ・感染リスクが高まる「5つの場面」での注意
- ・体調が悪い場合は、仕事は休む
- ・施設に応じた感染防止対策の徹底が行われていない場所への外出を避ける
- ・外出時は、感染のリスクを避ける行動をとる
- ・ハイリスク者（高齢者、基礎疾患を有する方）は上記取組を特に徹底

事業者の皆様へのお願い（特措法第24条第9項）

- ・業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの徹底等、感染拡大防止のための適切な取組
- ・「新型コロナ感染防止対策取組宣言」の実施
- ・「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、テレワーク等の制度活用の推進、オンラインビジネスの推奨
- ・事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務の抑制

新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金【第2弾】

国の緊急事態宣言を受け、県の要請に応じて営業時間の短縮に御協力頂いた事業者に対し、下記のとおり県と市町が共同で協力金を支給します。

【対象期間】 ① 1月15日（金）20時から2月7日（日）24時までの全24日間

② 1月16日（土）20時から2月7日（日）24時までの全23日間

※営業時間短縮の準備をできた店舗から始めていただけるよう、対象期間を2種類としました。

【対象地域】 県全域

【対象店舗】 以下の要件を全て満たす店舗

- ・ 飲食店（カラオケ店を含む）
- ・ これまで20時から翌朝5時までの間、営業していた店舗で、対象期間の全ての営業時間を5時から20時までに短縮した店舗（ただし、酒類の提供は11時から19時まで）
- ・ 「新型コロナウイルス感染防止対策取組宣言」を行い、「ステッカー」等を掲示している店舗

【支給額】 ①の場合 1店舗あたり 144万円

②の場合 1店舗あたり 138万円

【申請方法】 インターネット又は郵送

【受付期間】 2月8日（月）～3月5日（金）（消印有効）

※詳細については、県HP（<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f03/kyoryokukin.html>）をご覧ください。



新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金【第1弾】 の変更について

第1弾（宇都宮市の酒類を提供する店舗）は、以下のとおり変更します。

【対象期間】 第1弾 ① 1月8日（金）20時から1月22日（金）24時までの全15日間

→ 1月8日（金）20時から1月14日（木）24時までの全7日間

② 1月9日（土）20時から1月22日（金）24時までの全14日間

→ 1月9日（土）20時から1月14日（木）24時までの全6日間

③ 1月10日（日）20時から1月22日（金）24時までの全13日間

→ 1月10日（日）20時から1月14日（木）24時までの全5日間

第2弾 1月15日（金）20時から2月7日（日）24時までの全24日間

【支給額】 ①の場合 1店舗あたり 67万5千円 → 31万5千円（第1弾）、144万円（第2弾）

②の場合 1店舗あたり 63万円 → 27万円（第1弾）、144万円（第2弾）

③の場合 1店舗あたり 58万5千円 → 22万5千円（第1弾）、144万円（第2弾）

【受付期間】 第1弾 1月25日（月）～2月19日（金）（消印有効）

第2弾 2月8日（月）～3月5日（金）（消印有効）

緊急事態措置等に関する電話相談窓口

■ 緊急事態措置に関する問い合わせ

生活相談
センター

電話 028-623-2826

受付時間：午前9時～午後5時（平日のみ）

■ 新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間 短縮協力金に関する問い合わせ

協力金
コールセンター

電話 028-341-1787

受付時間：午前9時～午後5時（土日・祝日を含む）